

船舶事故調査報告書

平成26年7月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年3月24日（日） 13時52分ごろ
発生場所	香川県土庄町豊島東方沖 土庄町所在の唐櫃港B防波堤西灯台から真方位117° 1,200m付近 (概位 北緯34° 29.2′ 東経134° 06.5′)
事故調査の経過	平成25年4月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート GOLDEN EYE、12トン 292-32863香川、日本メディカルシステム株式会社 11.38m (Lr) × 4.12m × 1.92m、FRP ディーゼル機関2基、235.36kW (合計)、平成2年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月16日 免許証交付日 平成22年8月3日 (平成27年7月26日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底外板に亀裂及び破口、推進器翼に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、香川県高松市牟礼港から香川県直島町直島の宮浦港に向け、船首0.5m、船尾1.2mの喫水で豊島南方沖を15～25ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)により、西進中、船長が、同乗者の1人から豊島東岸の写真撮影をしたい旨の要望があったので、同島東方沖に向かおうとしたが、神奈川県南方の相模湾での多くの航行経験から、陸地に寄らなければ、暗岩などはないと思い、海図で豊島東方沖の水路調査を行わなかったため、カナメ石及び周囲の浅所に気付かなかった。 本船は、豊島東方沖を約15.0knの速力で北進中、平成25年3月24日13時52分ごろ、唐櫃港B防波堤西灯台から真方位117° 1,200m付近において、カナメ石周囲の浅所に乗り揚げた。 船長及び同乗者は、付近で釣りを行っていたプレジャーボートに救

	<p>助された。</p> <p>本船は、翌日サルベージ業者のクレーン船に引き降ろされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、出港前、本船に備えてあった海図W137Aにより、牟礼港から宮浦港に至る航行経路周辺の調査を行っていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを見ながら操船していたが、発航時の表示範囲であり、水深約10mと確認したものの、付近の水路状況を確認できるように拡大表示しなかったため、干出岩に気付かなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、正船首を挟んで両舷約15°の範囲に死角（視界が制限される状態）を生じていたが、同乗者の対応のため、フライングブリッジから降りて操縦席の椅子に腰を掛けて操縦していたため、干出していたカナメ石に気付かなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、豊島東方沖に向かう際、船長が、航行経験から、陸地に寄らなければ、暗岩などはないと思込み、海図で豊島東方沖の水路調査を行っていなかったことから、北進したところ、カナメ石周囲の浅所に向けて航行することとなり、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、豊島東方沖に向かう際、船長が、水路調査を行っていなかったため、北進したところ、カナメ石周囲の浅所に向けて航行することとなり、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行経路を変更する場合、再度、水路調査を十分に行うこと。